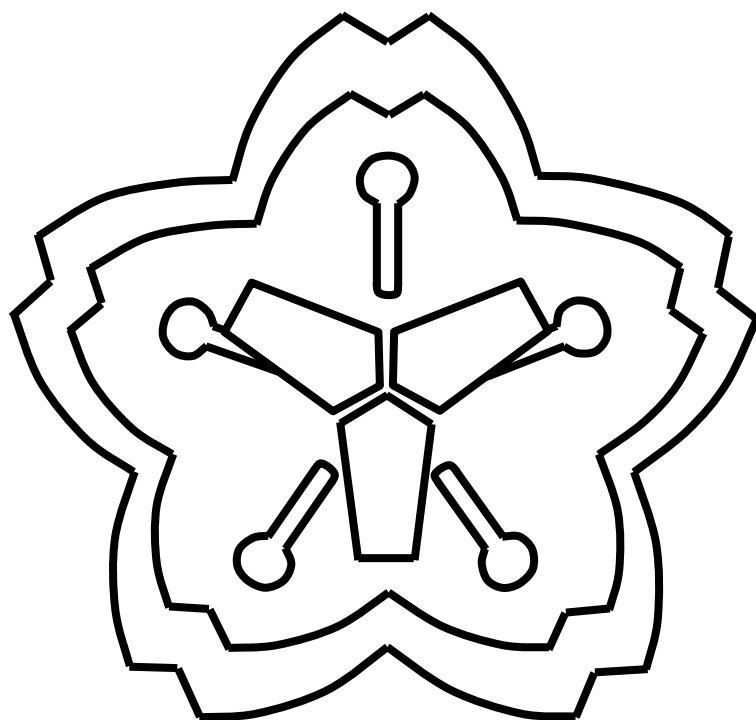


# 南アルプス市消防団 地震警防計画



# 南アルプス市消防団地震警防計画

平成18年 8月制定

平成29年10月改定

令和 3年 8月改定

目的 南アルプス市地域防災計画を基に地震災害に対する消防団の行動基準を示し、その効率的運用により災害の防除及び軽減を図ることを目的として定める

## 第1 突発地震時の配備及び活動

### 1 消防団本部の配備（団長）

- ・ 市内で震度4以上の地震が観測された時、団本部（消防本部）へ参集（防災危機管理課より連絡あり）

#### 団本部の活動内容

- ・ 団員の参集状況の確認
- ・ 各分団の活動の統括
- ・ 団関係施設、車輛及び団員等の被害状況調査
- ・ 分団各隊の編成状況の把握
- ・ 団長は、被害の発生とその拡大が見込まれる場合は、震度に関係なく、全団員を招集する

### 2 各分団の配備（正副分団長）

- ・ 市内で震度5弱以上の地震が観測された場合、各窓口サービスセンター（楡形分団の場合、消防本部）に自主参集

#### 各分団の活動内容

- ・ 各部の参集状況、隊編成状況の確認、
  - ・ 担当分団管内の火災状況等の把握
  - ・ 担当分団各部の活動状況の把握
  - ・ 担当分団活動指示
  - ・ 団長（消防本部）への報告
    - ① 消防団携帯電話 070-4334-8622（災害時優先電話指定済）
    - ② 消防課携帯電話 090-3042-3843（災害時優先電話指定済）
  - その他
    - 055-282-1111（南アルプス市役所）
- 電話途絶時には、各窓口サービスセンターの固定無線（50チャンネル）を使用

### 3 各部の配備

- ・ 市内で震度 5 弱以上の地震が観測された時、班長以上各部詰所に参集
- ・ 市内で震度 5 強以上の地震が観測された時、全部員各部詰所参集
- ・ 震度 5 弱未満の地震であっても、被害の発生とその拡大が見込まれる場合は、全部員各詰所参集（団長名で、消防無線にて招集あり）

#### 各部の活動内容

消防団員は、自身の身の安全確保と家族の安全を確認の上、消防精神にのっとり、南アルプス市消防団長の指揮のもと消防活動を行うものとするが、消防隊が火災現場に到着するまでの間、次の消防活動を実施する。

##### ① 情報収集活動

直ちに火の見や付近の耐火高層建築物を利用して高所見張りを実施し、火災発生状況を把握するとともに、オートバイ・自転車等を活用しながら、火災発生状況、道路の通行不能箇所、要救助者等の被災状況の情報を収集し、分団本部等（現地対策本部）、警察署等に報告する。

##### ② 出火防止措置

地震の発生により、火災等の災害発生が予測される場合は、地域住民に対し、出火防止措置（火気の停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火に努める。

##### ③ 消火活動

分団担当区域内の消火活動あるいは避難路、避難場所確保のための消火活動を行う。

##### ④ 救出救助

要救助者の救出救助や負傷者に対する止血その他の応急手当を行い安全な場所に搬送する。

##### ⑤ 避難誘導

避難勧告・指示が発せられた場合は、これを地域住民に伝達するとともに、分団本部等（現地対策本部）と連絡をとりながら避難場所まで安全に住民を避難誘導する。

### 4 各分団の簡易無線機について

各分団で使用するチャンネルは以下のとおり

- ・ 八田分団：5 2 チャンネル（八田窓口サービスセンター専用チャンネル）
- ・ 白根分団：5 3 チャンネル（白根窓口サービスセンター専用チャンネル）
- ・ 芦安分団：5 4 チャンネル（芦安窓口サービスセンター専用チャンネル）
- ・ 若草分団：5 5 チャンネル（若草窓口サービスセンター専用チャンネル）
- ・ 楡形分団：5 9 チャンネル（消防課・消防団専用チャンネル）
- ・ 甲西分団：5 6 チャンネル（甲西窓口サービスセンター専用チャンネル）

## 第2 予知型地震時の配備及び行動

### 1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）時

- ① 消防団本部の対応（団長）
  - ・ 防災危機管理課より観測情報を有線連絡にて行う、参集はないが、連絡ができる体制で待機
- ② 各分団の対応（正副分団長）
  - ・ 防災危機管理課より観測情報を分団長へ有線連絡にて行う、参集はないが、連絡ができる体制で待機
- ③ 各部の対応
  - ・ テレビ、ラジオなどにより今後の情報に注意する

### 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）時

- ① 消防団本部の対応（団長）
  - ・ 団長は団本部（消防本部）へ参集（防災危機管理課より有線連絡）
- ② 各分団の対応（正副分団長）
  - ・ 防災危機管理課より分団長へ有線連絡、正副分団長は、各窓口サービスセンター（楕形分団の場合は消防本部）に参集
- ③ 各部の対応
  - ・ 部員には、招集はないが、いつでも参集できる体制を確保し、家族との連絡、家庭内の安全点検等の大規模災害に備えた事前措置を実施しておく。

### 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）時

- ① 消防団本部の対応（団長）
  - ・ 団長は、市の災害対策本部が設置された場合、本部へ参集（防災危機管理課より有線連絡）し、巨大地震に対する準備として、全団員を招集し、参集状況の確認及び今後の活動方針を指示。
- ② 各分団の対応（正副分団長）
  - ・ 防災危機管理課より分団長へ有線連絡、正副分団長は、各窓口サービスセンター（楕形分団の場合は消防本部）に参集し、各部に参集状況の報告及び今後の活動方針を指示。
- ③ 各部の対応
  - ・ 広報等により地震に対する準備等の注意喚起を実施するとともに、事前避難対象地域に指定された場合は、地域住民の避難誘導、避難経路の確保を実施
  - ・ 部長は正副分団長に、部の参集状況及び活動状況を報告
  - ・ 施設の安全点検
  - ・ 飲料水、非常食及び車輛燃料の確保
  - ・ 車輛及び機材器具の点検整備
  - ・ ホースの増強

## 第3 南アルプス市消防団震災時活動マニュアル

消防団員の家庭では、地震が発生すると、一番頼りになる人が出かけてしまうという宿命をおびています、団員は自身の安全確保と家族の安全を確認の上、消防精神にのっとり活動しなければならないと同時に、一般家庭以上に日頃の備えが大事です。

### 1 事前対策(家庭内の震災対策)

- ① 出火防止、初期消火対策
- ② 非常持ち出し品等の整備
  - 非常持ち出し品 貴重品・常備薬・印鑑・通帳
  - 避難用品 ヘルメット・ライト・手袋・靴・厚手の長袖・長ズボン・着替え
  - 非常食料等 アルファーマイ・インスタント食品・飲料水、ラジオ・乾電池・マッチ・卓上コンロ
  - その他 浴槽には水を入れておく習慣をつける
- ③ 家具等の転倒防止
- ④ 避難経路の把握
- ⑤ 応急救護知識、技術の習得
- ⑥ 防災家族会議の実施
- ⑦ 地域の訓練等への積極的参加
- ⑧ 近所との協力体制についての事前協議

※ 日頃から、避難場所、避難経路を確認したり家族同士の連絡方法、落ち合う場所など話し合っておくことが大切です。

### 2 発生時の措置

身体防護、出火防止、近隣住民者の安否確認、出火防止の呼びかけ、状況の確認を行います。

- ① 参集時の服装、携行品
  - 活動服、法被、手袋、ヘルメット、半長靴
  - 携帯電話、ラジオ、懐中電気、タオル、非常食、筆記具、メモ帳
- ② 参集手段 徒歩、自転車、バイク

### 3 参集途上の活動要領

出火防止を呼びかけると同時に情報収集に努めます。

- ① 情報収集項目
  - 火災発生状況 火災発生場所及び火災の状況、要救助者の有無、延焼拡大の有無  
重要かつ危険度の高い施設の有無
  - 救助情報 倒壊家屋の発生状況、要救助者の有無及び容体
  - 周辺道路の通行障害等の状況、水利情報  
緊急車輛の通行可否、消火栓、防火水槽、プール等の使用可否

収集した情報は、必ずメモを取り分団本部等へ報告します。

要救助者を発見した場合は、直ちに救助活動を開始します、消防署隊が到着できない場合は、近隣住民と協力し、身近な道具を使用し救出します。ただし救助に時間を要する場合は、生命に危険を伴う特別な事情の無い限り、住民にまかせて参集します

参集途上で火災を発見した場合は、自らがリーダーとなり、住民を指揮して消火活動を行うとともに、部長等の上席者へ報告を行います。自力消火が可能と判断した場合は、消火器や、バケツリレー等で消火にあたりますが、不可能な場合は、ポンプ車等が到着するまで二次災害防止のための警戒に務めます。

※ 参集を優先すべきか、目前の事態の対処を優先すべきか、極限状態のなかで、難しい判断を迫られます。

#### 4 消防活動要領

火災が同時多発する場合、消防力が分散され、早期の応援隊は必ずしも期待できません自己隊だけの消火活動が余儀なくされます。

消防活動の原則

- 火災の早期発見と一挙鎮圧
- 避難場所、避難道路の確保優先
- 重要地域優先
- 市街地火災活動優先
- 重要対象物の優先
- 火災現場活動の原則

火災規模に対して消防力が勝っている場合は積極的に火災を鎮圧する、逆に火災規模が大きい場合は、人命の安全を最優先し延焼を阻止します。

##### ① 詰所等に到着した時

部長に参集した旨、参集途上の被害状況、並びに行った活動について報告します。

##### ② 消火活動

消火栓の使用は期待できません、最も直近の耐震性防火水槽に部署し、同時に防火水槽に充水するための応援隊を要請します。

極力2口放水できるようにし、火点を挟み込むように行う、注水部署は、延焼建物と、隣接建物に注水できる場所や、建物の角など2面を担当できる場所を確保します。

屋内進入は、一挙に鎮圧できると判断した場合以外は行わない。

屋外で放水し、延焼防止を主眼において活動します。

震災時は、長時間の活動となるので、火点に近い大容量の水利（河川等）に部署し中継送水を行う。ホースを道路横断させる場合は、通行車輛により切断される可能性があるため、ホースブリッジ等を使用します。

その他の消火ポイント

- 自主防災組織等と連携し、町ぐるみの体制で消火に当たる
- 消防力が不足している場合は、応援隊を要請する
- 広い道路、空き地など焼け止まりが期待できる場所を活用する
- 避難路、避難地に面する部分を最優先する
- 消防力が、劣勢のときは、重要な面への延焼防止を主眼にする
- 退路を絶たれないようにする

消火不能という事態が考えられます、その場合は、住民を避難させ、転戦し、広い道路、河川、耐火造建築物などで延焼阻止線を設定します。

### ③ 救出・救助活動

多くの現場から、救助を求められているとき、どの現場を優先するのか厳しい判断を迫られます。原則は

- 人命救助を最優先する
- 同時に救助を求められている場合危険度が高い火災現場付近の、救助事象を優先する  
また同様の場合、少人数で、短時間に、多数の人命を救助できる事象を優先する
- 救命処置を必要とする人を優先する
- 付近住民の協力を得る

まず、情報を収集して、ガスの元栓を締め、電気のブレーカーを切断し、負傷者の意識の確認、けがの程度を観察し、要救助者の状態、周囲の状況から安全に行える救助方法を考え、要救助者に毛布等をかぶせ、建物の構造等を考えながら救助します。

**地震による、要救助者は、体に衝撃を受けていることが多く、無理に救出することで、症状が悪化することがあり、冷静な判断と、行動が要求されます。**

救命措置を必要とする負傷者は、救急隊に引き継ぐが、防災計画に定められている、医療機関に搬送します。

負傷者を、担架で搬送する場合は、原則4名で状況により交替しながら搬送します。担架が無い場合は、身の回りのものを利用します、例えば雨戸・畳・ドア又は椅子も利用できます、そのほか衣類と棒・毛布と棒などで担架を作ることができます。

## 5 安全管理

火災建物の倒壊、ガラス・瓦・看板等の落下物、道路の陥没、高圧配線の垂れ下がり等危険に満ち溢れています、団員自身の疲労で行動力・思考力が低下しています、指揮者は、危険を見極め、状況により休憩を取ったり任務分担を交換したりし、団員の安全確保に努めなければなりません、**団員は自分の安全は自ら守ることを原則とし、消防活動に耐えうる、体力・気力・技術の練成に努め、どんな事態にも耐えうる判断力と行動力を養うよう努めなくてはなりません。**

## 6 通信連絡体制

震災時には、電話、携帯電話も不通になります、そのような時は、無線通信が有効ですが、震災時には多くの部隊がいっせいに交信するため支障をきたす場合があります。アマチュア無線等も有効です。

## 7 終わりに

地震災害の恐ろしさは、想像を絶するものがあります、被害の大きさ、同時多発する二次災害、そしてそれが何のまえぶれも無く突然襲ってくる恐怖、そんな時地域住民にとって、一番身近な組織である消防団の活動はこれからますます重要となってきます。